

～ ストップ！ 児童虐待 ～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの尊い生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、「児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題」となっています。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

◆児童虐待とは(定義)

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト(育児放棄)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など



◆乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんが何をやっても泣きやまない、いらいらしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると見た目はわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け重い障害が残ったり命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、その場を少しの間でも離れ自分をリラックスさせましょう。



◆もしや、虐待では？

子どもの泣き声が絶えない。怒鳴り声が聞こえる。夜中に子どもがひとりで歩いている・・・等々

おかしいと感じたら迷わず「通告」してください。

「通告」はあなたができる支援の第一歩です。

「見つけたら通告する」「通告した人のプライバシーは守られる」ことが法律(児童虐待の防止等に関する法律)

で定められています。虐待かどうかを判断するときは、保護者の意図は関係ありません。「子どもの視点」で考えてください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

虐待と思ったらすぐお電話を



児童相談所全国共通ダイヤル	電話 189 (3桁ダイヤル)
徳島県中央子ども女性相談センター	電話 088-622-2205 FAX 088-622-0534
吉野川市子育て支援課子ども相談室	電話 0883-22-2267 FAX 0883-22-2245

